

## 高松市への権限移譲に伴う香川県内における 事業所等移転時の事務手続きについて

介護保険法の改正に伴い、平成 24 年 4 月 1 日から高松市内に所在地がある事業所等は、高松市に指定権限が移譲されました。

今後、高松市と高松市外では指定権者が異なるため、両者間において移転を行う場合には、移転先の所在地を管轄する指定権者に新規指定申請を行う必要があります。

<b>指定権者</b>	高松市外に所在地がある事業所等	香川県
	高松市に所在地がある事業所等	高松市

### 1 移転先の指定権者への手続き

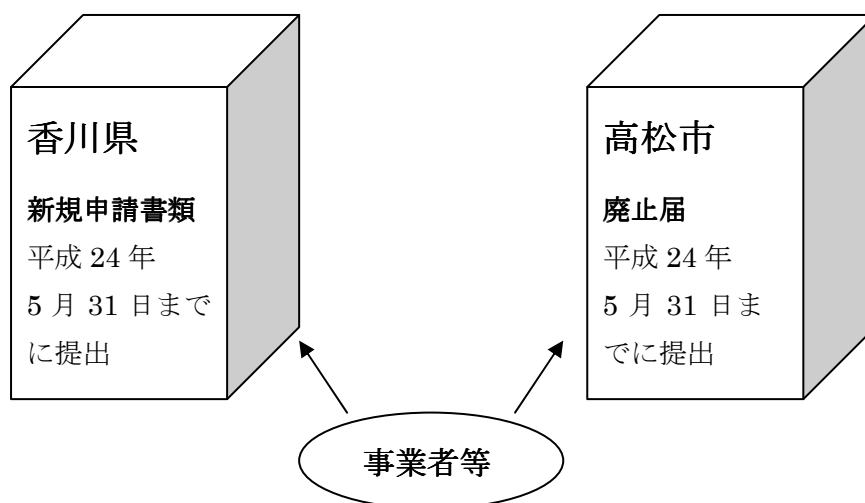
- ① 新規指定申請は、通常どおり指定を希望する日の 1 か月前までに指定申請が受理されるよう事前協議を含め、手続きを行ってください。
- ② 指定の際には、手数料条例に基づき、申請手数料が必要です。
- ③ 新規指定となるため、事業所番号が変更となります。

### 2 移転前の指定権者への手続き

移転の 1 か月前までに、廃止届を提出することになります。

なお、移転先と移転前の指定権者が同じ場合は、変更届を提出してください。

【例 1】 高松市に所在地のある事業所から丸亀市(高松市以外)に事業所を平成 24 年 7 月 1 日に移転する場合



【例 2】 丸亀市(高松市以外)に所在地のある事業所から高松市に事業所を平成 24 年 7 月 1 日に移転する場合

